

奈良県告示第三百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり県道の路線を廃止する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地	備考
1 5 7	箸尾停車場線	北葛城郡広陵町 (箸尾停車場)	北葛城郡広陵町 (県道桜井田原 本王寺線交点)		